

モーリタニア月例報告
(2020年4月)

2020年5月
在モーリタニア日本国大使館

主な出来事

【内政】

- 4月7日 新型コロナウイルス感染症対策特別措置法の国民議会の承認
- 4月16日 アブデル・アジズ前大統領の公金横領疑惑に関する議会調査委員会の権限拡大

【外政】

- 4月10日 イエメン停戦に対する外務・協力・在外モーリタニア人省コミュニケの発出
- 同日 モーリタニア・中国外相電話会談
- 4月30日 イスマイル外相のアラブ外相緊急会合への参加

【経済・開発協力】

- 4月7日 G T A ガス開発におけるB P の不可抗力宣言発出
- 4月20日 U A E による医療品の供与
- 4月23日 I M F による新型コロナウイルス感染症対策のための1億3000万米ドル相当の引出し可能な融資の貸付

【G5サヘル】

- 4月15日 G5サヘル外相会合の開催
- 4月27日 仏・G5サヘル首脳会合フォローアップのための外務・防衛閣僚会合の開催
- 同日 G5サヘル臨時首脳会合（ビデオ会議）の開催
- 4月28日 ガズワニ大統領のG5サヘル・EU首脳会合（テレビ会議）への参加

【内政】

●新型コロナウイルス感染症対策特別措置法の国民議会の承認（４月７日付当地政府系ニュースウェブサイト「モーリタニア通信（AMI）」）

１ ４月７日、国民議会は第一副議長の下で公開審議を開催し、憲法第６０条の適用により、政令等の命令を通じて新型コロナウイルス感染症対策のためのあらゆる必要な措置を取ることができる権限を政府に対して一定期間の間付与する法案を承認した。

２ ラムダン法務大臣は、同審議において、政府は今後も政府の講ずる措置の透明性及び精緻さ、厳格性を高める努力を惜しまないと述べた。また、新型コロナウイルス感染症に立ち向かうための国民議会議員をはじめとする全ての関係当事者の努力を歓迎すると述べた。

●アブデル・アジズ前大統領の公金横領疑惑：議会調査委員会の権限拡大（４月１６日付「AMI」）

１ ４月１６日、公開審議において、国民議会は、メIMUM国民議会第一副議長の下、議会調査委員会の設置（国民議会において、１月３０日に設置が承認）に関する勧告の改正案を承認した。

２ 同改正に基づき、調査委員会の所掌事務の範囲は、①モーリタニア電力公社（SOMLEC）の電力事業の契約、②インフラ契約（道路、空港、港、土地改良）、③モーリタニア鉄鋼公社（SNIM）の契約及び営業政策を含む形で拡大される。

３ 公開審議に提出された経済委員会作成の報告書によれば、議会調査委員会が調査を進める中で、調査実施中の案件の多くの要素が、権限外の案件と密接に関連していることが判明した。

４ また、報告書によれば、いくつかの案件には権限外の案件と重複する部分があるため、あらゆる関連情報を調査委員会が入手する上で、権限がないことが妨げとなっている可能性があり、重複部分において十分な関連事実を調べることができていないと指摘した。例えば、太陽光電化事業の契約は、一般的にモーリタニア電力公社（SOMLEC）の契約体系と切り離すことは難しく、モーリタニア鉄鋼公社（SNIM）の財団管理の調査は、同社の一般的な営業政策と切り離すことは困難であるとしている。また、ヌアクショット国際空港の建設契約及びヌアクショット友誼港コンテナ埠頭建設のパートナーシップ契約という二つのインフラプロジェクトだけでは、国家のインフラ開発計画事業の全体像を把握することはできないと指摘されている。

５ 同報告書は、国民議会議員に対し、調査委員会があらゆる法的手段により任務を円滑に遂行できるよう手助けする必要があると要請するとともに、調査

委員会の設置はこの分野における初めての試みであり、同委員会の任務が達成されれば会計処理の精度を高めるきっかけとなる一方で、任務遂行が失敗すれば調査委員会を通じた議会の監査の後退と見なされることになるだろうと述べた。

6 一部議員からは、新しい委員会設立の可能性の観点から、調査委員会の権限拡大の正当性に疑義が呈され、全会一致では採択されなかった。また、一部議員は、モーリタニア中央銀行の運営、次世代基金の運営、モーリタニア輸出入公社（SONIMEX）の事業清算等の大規模な汚職疑惑が取り沙汰されているその他案件の調査開始の必要性を強調した。

【外政】

●イエメン停戦に対する外務・協力・在外モーリタニア人省コミュニケの発出（4月13日付当地政府系紙「シャアブ」（アラビア語））

1 4月10日、モーリタニア外務・協力・在外モーリタニア人省はコミュニケを発出し、サウジアラビア主導の連合軍がイエメンでの戦闘を2週間停止すると発表したことに対して歓迎の意を表明した。

2 また、モーリタニアは全ての勢力に対し、この停戦を尊重するとともに、イエメン国民の苦しみを終わらせ、イエメンの一体性と主権を維持し、周辺国の平和と安定を確保するため、正当かつ恒常的な解決を導く真剣な対話を行うよう呼びかけた。

●モーリタニア・中国外相電話会談（4月13日付「シャアブ」）

1 4月10日、イスマイル外相は中国の王毅外相と電話会談を実施した。王毅外相は、モーリタニアの中国に対する連帯と中国の新型コロナウイルス感染症拡大による試練を乗り越える力への信頼を示してくれたことに対し深感するとともに、こうしたモーリタニアの想いはガズワニ大統領が習近平国家主席に宛てた親書の中で表明されてると述べた。

2 王毅外相はイスマイル外相との電話会談の中で、中国はモーリタニアの新型コロナウイルス感染症対策を継続的に支援すると強調した。また、イスマイル外相は王毅外相に対し、中国が新型コロナウイルス感染症にほぼ完全に勝利したことを祝福するとともに、中国がモーリタニアを含むアフリカ諸国の支援に取り組んでいることを評価した。

3 電話会談では、その他の話題として外交関係樹立55周年を迎える両国関係についても取り上げられた。

●イスマイール外相のアラブ外相緊急会合への参加（４月３０日付「AM I」）

- １ ４月３０日、イスマイール外相はパレスチナの呼びかけに応じて、オマーンが議長を務めるアラブ外相緊急会合に参加した。
- ２ 同会合はテレビ会議の形式で実施され、イスラエルによるヨルダン川西岸地区の併合計画及び１９６７年以降のパレスチナの土地に対する不法な主権行使、入植行為に対抗するための方策について協議した。
- ３ 同会合では、イスラエル政府による占領行為はパレスチナ人民の権利を侵害するこれまでの数多くの犯罪記録に加わる新たな戦争犯罪行為であり、国連憲章及び関連決議、その他国際法の明白な違反行為である、との強い口調で非難する決定がなされた。

【経済・開発協力】

●G T A ガス開発におけるB P の不可抗力宣言発出（４月７日付ロイター通信）

- １ G o l a r L N G 社（以下、G o l a r 社）は、モーリタニア・セネガル国境のG T A ガス開発プロジェクトの浮体式洋上L N G 液化設備（F L N G）の納期を１年延期することを求める英B P 社からの不可抗力宣言（force majeure）の通知を受け取ったと述べた。同通知は、ガス需要の季節的減少及び新型コロナウイルス感染症拡大に伴う世界的な燃料消費の冷え込みによるガス需要の急落に直面するガス業界で発出された最も直近の不可抗力宣言である。
- ２ G o l a r 社子会社のG i m i M S 社の発表によれば、B P 社は新型コロナウイルス感染症の影響により、F L N G 部分の事業の１年の遅延を見込んでいるが、現時点で、G T A プロジェクト自体の期間の短縮の見込みはないと見ている。B P 社は２０２２年に同フローティングL N G を受け取り、モーリタニア・セネガル海上国境のG T A プロジェクトからのガスを液化するために２０年間の使用を予定していた。
- ３ B P 社広報官は、全体的な影響は未だ不明確であるものの、B P 社は合理的かつ賢明なオペレーターとして、主要関係機関と協調し、リスク軽減のために透明性をもって取り組んでいくと述べた。
- ４ また、同広報官は、これは２０１９年２月２６日付のリース及びオペレーション契約に基づくG o l a r 社への不可抗力宣言の通知であり、実施中の事業に対してCOVID-19が引き起こした直接的な結末であると述べた。
- ５ G o l a r 社は遅延期間の設定及び新型コロナウイルス感染症拡大がもたらす影響の大きさについてB P 社と協議したと述べた。
- ６ 米K O S M O S 社はG T A 事業の２８％の資本を所有しており、２０２３

年上半期には最初のガス流通開始の予定であるが、同社は同資本割合を約10%まで削減する意向を表明している。

7 同FLNGは年間平均約250万トンのLNGを生産するよう計画されており、建設費用は資金調達のコストを除いて約13億ドルが見込まれている。

8 Golar社はまた、主要な建設コントラクターであるKeppel Shipyard社に、2020年及び2021年の同社（Golar社）の資金の支払いのコミットメントを削減するため、活動をリスケジュールするよう要請したと述べた。

9 企業は制御不能な事態により契約上の義務を履行できないとき不可抗力（force majeure）を発動することができる。

●UAEによる医療品の供与（4月20日付「AMI」）

1 4月20日、ハメッド保健大臣は、ヌアクショット国際空港で、UAEからモーリタニアに供与された人工呼吸器や機材等の医療品の受取りに立ち会った。

2 今般の供与品には、新型コロナウイルス感染症対策におけるモーリタニアの1万人の医療従事者向けの10トンの医療品が含まれる。

3 ハメッド保健大臣は、モーリタニア・イスラム共和国大統領に代わり、モーリタニア政府を代表して、UAEに謝意を述べた。

4 ハメッド保健大臣は、モーリタニア国民に対して新型コロナウイルス感染症対策の相対的な成功に祝意を表すとともに、感染の危険は依然として残っていることを確認し、国民全体に対し、意識を高め、政府の感染防止措置に従い、基本的に外出を自粛することを要請した。また、周辺国において感染が拡大していることから、引き続き警戒感を持つよう求めた。さらに、感染拡大防止措置を取るべき状況は依然として続いており、個人単位でも集団単位でも、同措置を緩和する正当な理由はないと述べた。

5 ハマド・ガーネム・アル＝ムハイリ（SEM. Hamad Ghanem Al-Mouhairi）駐モーリタニア・UAE大使は、スピーチの中で、世界は今日かつてない脅威に直面しており、前例のない形での協力関係が必要とされていると述べた。

●IMFによる新型コロナウイルス感染症対策のための1億3000万米ドル相当の引出し可能な融資の貸付（4月23日付けIMFプレスリリース）

1 4月23日、IMF理事会はモーリタニアに対し、新型コロナウイルス感染症対策としてラピッドクレジット・ファシリティ（RCF）の枠組みの下で、9,568万SDR（1億3千万米ドル相当）の引き出しが可能となる融資の貸し付けを承認した。

2 このRCF融資は、コロナ危機によって生じた約3億7千万米ドルのモーリ

タニアの緊急支出に対する支援を目的とし、それにより、保健サービス及び社会保障プログラムへの支出の増大を可能にする。また、同融資は他ドナーからのその他の支援を触発することに資するとされる。

3 新型コロナウイルス感染症による危機はモーリタニアに重大な経済的・社会的な影響を与えることになると予測されている。今年度のモーリタニア経済成長率は2%の落ち込みがあると見られており、全体的な財政赤字はGDPの

3.4%に上昇する可能性がある。

4 古澤満宏 IMF 副専務理事は理事会の会合後、新型コロナウイルス感染症は甚大な人道的、経済的、そして社会的影響をモーリタニアにもたらし、短期的な経済見通しは急速に悪化している、今年の経済成長はマイナスに転じ、住民に厳しい状況を強いると予測され、緊急支出及びそれに伴う財政上の資金需要が生じていると述べた。

5 また、同副専務理事は、モーリタニア当局は新型コロナウイルス感染症拡大防止のために迅速に対応し、その影響を軽減しているが、今後も医療費の支出及び経済的に影響の受けやすい最も脆弱な層への支援を最優先することが依然として重要であると述べた。同時に、モーリタニア当局はIMFとのECF（拡大クレジット・ファシリティ）合意によりサポートされている経済改革プログラムに引き続きコミットしており、同プログラムは、国内での歳入を活用し、債務の持続可能性を保持するための慎重な借り入れ政策を維持しながら、教育、保健、社会保障及びインフラにおける支出の優先度を高めるために財政余地を使うことを目的としていると述べた。

6 同副専務理事は、IMFはRCFの下でコロナ危機対策のために必要な融資を実施するが、国際社会からの追加的な譲許的及びグラントによる融資は、資金調達のギャップを埋め、モーリタニアがコロナ危機に効果的に対処するのに極めて重要であると述べた。

【G5サヘル】

● G5サヘル外相会合の開催（4月15日付「AMI」）

1 4月15日、イスマイール外相が議長を務めるG5サヘル外相会合が開催された。同会合は、初めて遠隔で開催され、サヘル地域の治安情勢及び世界中に甚大な被害をもたらしている新型コロナウイルス感染症の拡大下にある同地域の保健状況について話し合われた。

2 イスマイール外相は、会合の最後に行われた報道発表の中で、会合の話題は、世界で猛威を奮い、G5サヘル加盟国の感染者数が1200人にまでのぼっている新型コロナウイルス感染症による危機的事態に集中したと述べた。また、会合には、G5サヘル常駐事務局長も参加し、G5サヘルに対する援助を

どのように感染症の影響緩和のために活用していくかについても話し合われたとも述べた。

3 会合ではG5サヘルが直面する治安上の課題についても取り上げられた。特に、チャドがデビー・イトゥノ大統領の下でボコ・ハラムに対してチャド湖周辺で実施した作戦を評価し、G5サヘル諸国の治安強化の必要性について一致した。

4 イスマイル外相は、G5サヘル諸国は治安上及び保健上の脅威、また気候変動による脅威に立ち向かうための支援が必要とされており、債務免除により具体化される必要がある。仏のマクロン大統領が最近そのような発表を行ったが、今年の債務免除だけでは十分ではなく、全ての債務免除が必要になる、と述べた。

5 モーリタニアは2020年2月にヌアクショットで開催された首脳会合以降、現在G5サヘル議長国を務めている。

●仏・G5サヘル首脳会合フォローアップのための外務・防衛閣僚会合の開催（4月28日付「シャアブ」）

1 4月27日、イスマイル外務・協力・在外モーリタニア人大臣及びハナナ防衛大臣は、本年1月に仏のマクロン大統領からの招待に応じて、ガズワニ大統領がG5サヘル各国首脳と共に参加した仏ポーでの首脳会合で決定されたコミットメントの実施フォローアップ委員会の会議を開催した。

2 同会合は、ビデオ会議で実施され、国際社会に新型コロナウイルス感染症が拡大する中、G5サヘル諸国の債務負担の軽減を呼びかけるイニシアティブ、特にマクロン大統領によるイニシアティブを評価した。

3 会合参加者は債務の包括的な免除及びサヘル諸国が新型コロナウイルス感染症による保健上の危機の影響に対抗するのを可能とする支援の必要性を訴えた。

4 本会合には、G5サヘル各国の外務大臣及び防衛大臣のほか、G5サヘル事務局長、ル・ドリアン仏外相、パルリ仏防衛大臣が参加した。

●G5サヘル臨時首脳会合（ビデオ会議）の開催（4月28日付「シャアブ」）

1 4月27日、ガズワニ大統領を議長として、G5サヘル首脳会合がビデオ会議で開催された。ガズワニ大統領は、他の加盟国首脳と共に、現在加盟国が直面している課題について協議し、治安と開発の双方を実現する方策を追求する必要があることを確認した。

2 ガズワニ大統領は、新型コロナウイルス感染症がサヘル地域及び世界の安

定と開発に与える深刻な悪影響について警鐘を鳴らし、同感染症に立ち向かうための更なる努力を促した。

3 G5サヘル首脳らは、G5サヘルが直面する暴力的過激主義、テロの脅威との闘いにおける協力関係を更に前進させる重要性を強調した。今回の首脳会合は28日にブリュッセルで予定されているEUとG5サヘルの間での臨時首脳会合（ビデオ会議）の準備のために実施された。EUとG5サヘル間の首脳会合は、両者の協力、協議の効率化及び治安と開発の両立というG5サヘルの優先課題のためのプログラムへの支援を強化する目的で実施される。

4 今回の会合のアジェンダは、地域統合に加え、サヘル諸国の治安、経済上の課題の他、平和強化のための積極的な外交の実施、地域の開発向上、技術的・財政的パートナーによる健全な投資及び開発プロジェクト立ち上げのコミットメントの実現の確保に及んだ。

5 G5サヘルは、治安及び経済上の脅威への対抗及び開発の実現、雇用機会の創出、加盟国の成長のために必要なインフラ建設のための資金調達や外国投資の呼び込みを追求することに取り組んでいる。

●ガズワニ大統領のG5サヘル・EU首脳会合（テレビ会議）への参加（4月28日付「AMI」）

1 4月28日、ガズワニ大統領はヌアクショットからテレビ会議でG5サヘル・EU首脳会合にシャルル・ミシェル欧州理事会議長と共に共同議長として参加し、G5サヘル首脳とEUのサヘル同盟に対する支援及びサヘル諸国が直面する脅威、特に新型コロナウイルス感染症の拡大による悪影響に対抗するための債務免除について協議した。

2 シャール・ミシェル欧州理事会議長は、会合において、2019年7月に発表したG5サヘルのための1億3,800万ユーロの支援の概略を明らかにした。同支援は、2018年春に拠出された1億ユーロの第一次支援を補完するものである。

3 G5サヘル各国首脳は、G5サヘルが設立以来掲げている治安と開発の両立というアプローチを含むG5サヘルの優先投資プログラム（PIP）の枠組みにおける開発プロジェクト立ち上げを加速化させることの重要性について述べた。

4 本会合は、3月中旬に予定されていたシャルル・ミシェル欧州理事会議長のマリ、ブルキナファソ訪問及びボレルEU外務・安全保障政策上級代表のニジェール、モーリタニア、チャド訪問が新型コロナウイルスの影響で取り止めとなり、テレビ会議での実施となった。また、サヘル情勢に関する首脳会合の開催が3月26日にブリュッセルで欧州理事会会合のマージンで予定されていた

が中止となった。

5 3月27日、EUはサヘルにおける欧州部隊「タクバ」の実働開始を公式に発表した。「タクバ」は、欧州10か国から400人以上の特別部隊の展開を可能とする。

6 同会合には、モーリタニアからガズワニ大統領の他に、イスマイール外務大臣、ハナナ防衛大臣、ダヒ経済・産業大臣、ハメッド保健大臣が参加した。

(了)